

令和4年8月9日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

除湿機に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1 件
（うちガストーチ 1 件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 3 件
（うち照明器具 1 件、映像録画装置（防犯カメラ用） 1 件、除湿機 1 件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 4 件
（うち電気掃除機 1 件、生ごみ処理機 1 件、照明器具 1 件、
扇風機（充電式、携帯型） 1 件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

アイリスオーヤマ株式会社が輸入した除湿機について(管理番号:A202200342)

①事故事象について

火災警報器が鳴動したため確認すると、アイリスオーヤマ株式会社(法人番号:3370001006799)が輸入した除湿機及び周辺を焼損する火災が発生していました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール(無償点検・修理)について

同社は、当該製品を含む対象製品(下記③)について、転倒時オフスイッチの不具合により、当該スイッチが異常発熱し、発煙・発火に至るおそれがあることから、事故の再発防止を図るため、2016年(平成28年)8月24日にウェブサイトへ情報掲載を行うとともに、同日以降、顧客情報を保有している消費者へのダイレクトメール送付及び店頭告知を行い、無償点検及び修理を実施しています。

なお、今般報告のあった当該製品(管理番号:A202200342)の事故の原因が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：製品名、品番、シリアルNo.、販売期間、対象台数

製品名	品番	シリアルNo.	販売期間	対象台数
除湿機(デシカント式)	EJD-70N	121200001	2013年1月	26,551
		~ 160299999	~ 2016年7月	

2016年(平成28年)8月24日からリコール(無償点検・修理)を実施
改修率:61.0%(2022年7月31日時点)

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2012年度以降の事故(原因調査中を含む。)の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2022年度	0	—	2016年度	3	火災
2021年度	1	火災	2015年度	1	火災
2020年度	0	—	2014年度	0	—
2019年度	0	—	2013年度	0	—
2018年度	0	—	2012年度	0	—
2017年度	1	火災			

※当該事故(管理番号:A202200342)は含まない。

<対象製品の外観>



<対象製品の確認方法>

1) 対象製品

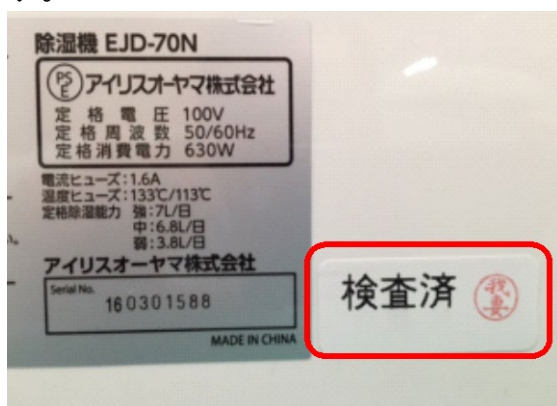
製品背面に貼られているシールで品番とシリアルNo.を御確認ください。

品番が EJD-70N でシリアルNo.121200001~160299999 のものが対象となります。



2) 対象外製品

品番とシリアルNo.が対象製品に該当するものであっても、シリアルNo.の脇に「検査済」のシールが貼られているものは既に点検・修理対応されているものです。



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償点検及び修理を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

アイリスオーヤマ株式会社 除湿機 EJD-70N 専用アイリスコール

電話番号：0800(222)8989（無料）

※携帯電話・PHSからも利用できます。

受付時間：9時～17時（月～金曜日）

9時～12時、13時～17時（土・日・祝日）

※年末年始、夏季休業期間、事業者都合による休日は除く。

ウェブサイト：<https://www.irisohyama.co.jp/safetyinfo/ejd-70n.html>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：石田、鈴木、笹島

電話：03(3507)9204（直通）

FAX：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：宮本、佐々木

電話：03(3501)1707（直通）

FAX：03(3501)2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200337	令和4年7月31日	令和4年8月4日	ガストーチ	CB-TC-CPRO3 (岩谷産業株式会社ブランド)	株式会社旭製作所 (岩谷産業株式会社ブランド) (輸入事業者)	火災	当該製品を点火したところ、爆発を伴う火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損した。現在、原因を調査中。	東京都	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200336	令和4年7月11日	令和4年8月4日	照明器具	CL12DL-FEⅢ	アイリスオーヤマ株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	千葉県	令和4年8月4日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202200340	令和4年7月22日	令和4年8月4日	映像録画装置(防犯カメラ用)	WSS7M2C	DXアンテナ株式会社 (輸入事業者)	火災	店舗で当該製品を使用中、当該製品のモニター及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	愛知県	
A202200342	令和4年7月25日	令和4年8月4日	除湿機	EJD-70N	アイリスオーヤマ株式会社 (輸入事業者)	火災	火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	埼玉県	令和4年8月4日に消費者安全法の重大事故等として公表済 平成28年8月24日からリコールを実施 (特記事項を参照) 改修率: 61.0%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200338	令和4年7月1日	令和4年8月4日	電気掃除機	火災	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品を溶融する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年8月2日
A202200339	令和4年6月25日	令和4年8月4日	生ごみ処理機	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	静岡県	令和4年7月14日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年7月27日
A202200341	令和4年7月22日	令和4年8月4日	照明器具	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	静岡県	令和4年8月2日に公表した環形蛍光灯に関する事故(A202200327)と同一
A202200343	令和4年7月1日	令和4年8月4日	扇風機(充電式、携帯型)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年7月25日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

照明器具（管理番号:A202200336）



映像録画装置（防犯カメラ用）（管理番号:A202200340）

